

令和4年度

定期監査等結果報告書

高知市監査委員

目 次

定期監査結果報告書

第1 監査の対象	1
第2 監査の期間及び対象部局等	1
第3 監査の方法	2
第4 監査の結果	2
指摘事項の内訳	3
共 通 事 項	5
各課個別事項	7
議会事務局	
庶務課，議事調査課	7
こども未来部	
子育て給付課	8
子ども育成課	8
母子保健課	8
保育幼稚園課	8
子ども家庭支援センター	9
商工観光部	
産業政策課	10
商工振興課	10
産業団地整備課	10
観光企画課	10
観光魅力創造課	11
公営事業課	11
農林水産部	
農林水産課	12
鏡地域振興課	12
土佐山地域振興課	12
春野地域振興課	12
耕地課	12
市場課	13
都市建設部	
都市建設総務課	14
技術監理課	14
都市計画課	14

市街地整備課	14
建築指導課	14
住宅政策課	14
公共建築課	14
みどり課	14
道路管理課	15
道路整備課	15
河川水路課	15
会計管理者	
出納課	16
教育委員会事務局・教育機関	
教育政策課	17
学校教育課	18
学校環境整備課	18
青少年・事務管理課	19
人権・こども支援課	19
図書館・科学館課	19
教育研究所	19
少年補導センター	19
商業高等学校	20
長浜小学校	20
横浜小学校	20
浦戸小学校	20
三里小学校	20
五台山小学校	20
十津小学校	20
横浜新町小学校	21
春野東小学校	21
春野西小学校	21
南海中学校	21
三里中学校	21
横浜中学校	21
春野中学校	21
公平委員会事務局	22
選挙管理委員会事務局	22
農業委員会事務局	22
固定資産評価審査委員会事務局	22

定 期 監 查

5 重高監第 1 号

令和 5 年 4 月 7 日

様

高知市監査委員 細川 哲也
高知市監査委員 金子 努
高知市監査委員 下元 博司
高知市監査委員 清水 おさむ

令和 4 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を実施し、
同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出し
ます。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を実施した。ただし、補助金等交付事務については主として前年度に係るものとし、その他の事務については必要と認めたときは過年度に係るものについても遡及して監査を実施した。

また、「現金等の取扱い」及び「公用車の管理及び運用の状況」については、当年度の重点項目とした。

第2 監査の期間及び対象部局等

以下の部局等を対象として、監査を実施した。

期区分	対象部局等		対象期間	監査実施期間
第1期	商工観光部	産業政策課, 商工振興課, 産業団地整備課, 観光企画課, 観光魅力創造課, 公営事業課	令和4年4月1日～ 令和4年6月30日	令和4年9月1日～ 令和5年3月28日
	議会事務局	庶務課, 議事調査課		
	行政委員会	公平委員会事務局, 選挙管理委員会事務局, 農業委員会事務局, 固定資産評価審査委員会事務局		
第2期	農林水産部	農林水産課, 鏡地域振興課, 土佐山地域振興課, 春野地域振興課, 耕地課, 市場課	令和4年4月1日～ 令和4年7月31日	令和4年10月3日～ 令和5年3月28日
	会計管理者	出納課		
	教育委員会事務局・教育機関	教育政策課, 学校教育課, 学校環境整備課, 青少年・事務管理課, 人権・子ども支援課, 図書館・科学館課, 教育研究所, 少年補導センター, 商業高等学校, 長浜小学校, 横浜小学校, 浦戸小学校, 三里小学校, 五台山小学校, 十津小学校, 横浜新町小学校, 春野東小学校, 春野西小学校, 南海中学校, 三里中学校, 横浜中学校, 春野中学校		
第3期	こども未来部	子育て給付課, 子ども育成課, 母子保健課, 保育幼稚園課, 子ども家庭支援センター	令和4年4月1日～ 令和4年9月30日	令和4年12月1日～ 令和5年3月28日
	都市建設部	都市建設総務課, 技術監理課, 都市計画課, 市街地整備課, 建築指導課, 住宅政策課, 公共建築課, みどり課, 道路管理課, 道路整備課, 河川水路課		

第3 監査の方法

当年度は、「令和4年度年間監査計画」及び「令和4年度定期監査等実施計画」に基づき、監査の対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿ってなされているかどうかを基本とし、重点項目として選定した「公用車の管理及び運用の状況」については行政監査として実施した。

監査に当たっては、原則として部局単位で実施し、高知市監査基準に準拠し、監査対象部局等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、監査対象部局長及び課長等から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き監査を実施した。

なお、議会事務局の一部の事務の監査については、地方自治法第199条の2の規定により下元博司監査委員及び清水おさむ監査委員を除斥した。

第4 監査の結果

監査した結果、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されているものの、後述のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。

これらについては、その内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

また、監査の過程において、事務手続上の軽微な誤り等が見受けられたが、指導事項として、別途各部局長等に通知し、又は口頭で指導等を行っているので、留意されたい。

指摘事項の内訳

事務区分別

事務区分	件数	主な内容	掲載頁
決裁事務	0		
収入事務	5		
現金の出納	1	収納金の払込みを遅延しているもの	22
	1	現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていないもの	15
領収証書綴	1	未発行となった領収証書の処置を適正にしていないもの	8
納期限	1	行政財産の目的外使用料の徴収事務を適正にしていないもの	18
財務処理	1	収納消込に関する事務手続を適正にしていないもの	8
支出事務	4		
資金前渡	1	前渡金の出納を適正にしていないもの	17
前渡金受払簿	1	前渡金受払簿の作成を適正にしていないもの	17
その他	1	受領委任に係る委任状の確認を適正にしていないもの	10
	1	委員報酬に係る源泉徴収税額の算定を適正にしていないもの	22
契約事務	2		
予定価格	1	予定価格の算定根拠を明確にしていないもの	15
随意契約	1	物品の購入を適正にしていないもの	9
補助金等交付事務	3		
交付事務	1	交付金の審査を適正にしていないもの	12
交付決定、概算払	1	補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にしていないもの	19
その他	1	補助事業の執行が適切でないもの	9
人事に関する事務	2		
旅費	2	旅費の算定を適正にしていないもの	18, 20
財産管理事務	2		
施設管理	1	公園施設設置許可における都市公園使用料の算定を適正にしていないもの	10
行政財産目的外使用許可	1	学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの	18
その他の事務	1		
その他	1	公共的団体等に関する事務を適正にしていないもの	17
総計	19		

対象部局等別

対象部局等		件数	決裁事務	収入事務	支出事務	契約事務	補助金等 交付事務	人事に関 する事務	財産管理 事務	その他の 事務
議会事務局	議会事務局	0								
部局等計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
こども未来部	子育て給付課	0								
	子ども育成課	0								
	母子保健課	0								
	保育幼稚園課	3		2		1				
	子ども家庭支援センター	1					1			
部局等計		4	0	2	0	1	1	0	0	0
商工観光部	産業政策課	0								
	商工振興課	0								
	産業団地整備課	0								
	観光企画課	2			1				1	
	観光魅力創造課	0								
	公営事業課	0								
部局等計		2	0	0	1	0	0	0	1	0
農林水産部	農林水産課	0								
	鏡地域振興課	0								
	土佐山地域振興課	0								
	春野地域振興課	0								
	耕地課	1					1			
	市場課	0								
部局等計		1	0	0	0	0	1	0	0	0
都市建設部	都市建設総務課	0								
	技術監理課	0								
	都市計画課	0								
	市街地整備課	0								
	建築指導課	0								
	住宅政策課	0								
	公共建築課	0								
	みどり課	0								
	道路管理課	1		1						
	道路整備課	0								
河川水路課	1				1					
部局等計		2	0	1	0	1	0	0	0	0
会計管理者	出納課	0								
部局等計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会 事務局・ 教育機関	教育政策課	3			2					1
	学校教育課	1						1		
	学校環境整備課	2		1					1	
	青少年・事務管理課	1					1			
	人権・こども支援課	0								
	図書館・科学館課	0								
	教育研究所	0								
	少年補導センター	0								
	商業高等学校	1						1		
	長浜小学校	0								
	横浜小学校	0								
	浦戸小学校	0								
	三里小学校	0								
	五台山小学校	0								
	十津小学校	0								
	横浜新町小学校	0								
	春野東小学校	0								
	春野西小学校	0								
	南海中学校	0								
	三里中学校	0								
横浜中学校	0									
春野中学校	0									
部局等計		8	0	1	2	0	1	2	1	1
行政委員会	公平委員会事務局	0								
	選挙管理委員会事務局	0								
	農業委員会事務局	1		1						
	固定資産評価審査委員会事務局	1			1					
部局等計		2	0	1	1	0	0	0	0	0
総計		19	0	5	4	2	3	2	2	1

共通事項

1 総括的事項

当年度の定期監査においても、基本的な事務執行に適正を欠くものが見受けられたほか、連年の指摘にもかかわらず事務が見直されていない事態も見受けられた。

定期監査における指摘事項については、単に事務手続上の誤りを是正するだけでなく、その原因分析を行い、再発防止に向けた措置を速やかに講じることで、事務執行の適正化に取り組まれない。

2 重点項目

(1) 現金等の取扱いについて

現金等の取扱いについては、次のとおり改善を要すべき事態が多数見受けられた。

- ア 収納金の払込みを遅延しているもの
- イ 現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていないもの
- ウ 未発行となった領収証書の処置を適正にしていないもの
- エ 行政財産の目的外使用料の徴収事務を適正にしていないもの
- オ 収納消込に関する事務手続を適正にしていないもの
- カ 前渡金の出納及び前渡金受払簿の作成を適正にしていないもの

会計規則に規定する現金等の取扱いは、単に現金出納事務の手順を示すだけでなく、現金の事故や紛失を防ぎ、不正から職員を守る抑止効果を持つものである。

現金等の取扱いについては、同規則等に定められた手続等に従い、適正に行われたい。

(2) 公用車の管理及び運用の状況について

「行政監査結果報告書」のとおり。

3 特記事項

(1) 補助金等の交付について

補助金等の取扱いについては、平成26年度定期監査結果報告書の重点項目において「補助対象経費等の明確化」及び「実績報告の審査」等に関する意見を述べて以降適正な事務執行を要請していたところであるが、当年度においても次のような改善を要すべき事態が見受けられた。

- ア 交付金の審査を適正にしていないもの
- イ 給付金交付事務における受領委任に係る委任状の確認を適正にしていないもの
- ウ 補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にしていないもの
- エ 補助事業の執行が適切でないもの

これらの指摘は、補助金等の交付に係る審査において必要な資料の提出を求めていなかったものや提出された資料等の確認が不十分であったもの等と認められる。

補助金等の交付に係る審査については、交付要綱等に規定する、趣旨、目的、補助対象経費、補助率等の具体的な要件に基づいた審査を行い、事業の成果について交付決定の内容や条件に適合するかどうかを十分に確認することが必要である。

また、補助金等の概算払の審査においては、概算払によらなければ交付目的を達成できないなどの特別な事情を明らかにした上で交付を決定するものであり、効率性、有効性の観点からも、安易に一括交付することなく、交付時期及び交付額について慎重に検討しなければならない。

補助金等の交付については、恣意的な交付を排除し、公正、公平で透明な補助金行政を行うためにも、関係法令、補助金等の交付に関する条例、高知市補助金等交付基準、補助金交付要綱等に基づき、より適正な事務執行に努められたい。

(2) 支出事務におけるリスク管理について

給付金の交付に係る支出事務において、委任状の確認を適正にしていない事態が見受けられた。

本件給付金の受領委任に係る委任状については、委任者欄に委任者の印が押印されるべきところ、受任者の印が押印されていたにもかかわらず、これを十分確認することなく収受し、給付金を交付していたものである。

地方自治法第232条の5第1項において、普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができないとされており、債権者ではない者に支払った場合には、不当利得として支払先に返還を求める事態や、正当債権者に対する遅延損害金等が生じる事態も懸念される。

支出事務における委任状の確認については、公金の事故に繋がるリスクがあることを認識し、適正に実施されたい。

各課個別事項

議会議務局

庶務課，議事調査課

指摘事項なし

こども未来部 子育て給付課

指摘事項なし

子ども育成課

指摘事項なし

母子保健課

指摘事項なし

保育幼稚園課

1 未発行となった領収証書の処置を適正にしていないもの

一時保育負担金の収納について、未発行となった領収証書関係のうち、無効の表示をした原符はあるものの、本来一緒に保管されるべき納入済通知書及び領収証書の所在が不明となっている事態が見受けられた。

会計規則第 84 条第 1 項によれば、誤記又は錯誤等により発することができなくなった領収証書は、みだりに棄却することなく、必ず無効の表示をしなければならないとされており、また、同条第 2 項によれば、未発行となった領収証書関係は、所属長の点検を受けなければならないとされている。

このような事態が生じているのは、事後に誤記等の処置をしたことの確認ができなくなるだけでなく、最悪の場合、未記入の領収証書を悪用されるおそれもある。

未発行となった領収証書については、同規則に基づき誤記等の処置を適正に行われたい。

2 収納消込に関する事務手続を適正にしていないもの

諸収入のうち市立保育所収入について、収納消込に関する事務手続を適正に行っていない事態が見受けられた。

本件諸収入に係る収納消込は、納入日以降の日付で調定された調定書で消込みを行っていたが、本件調定書の誤りに気付き、財務システムから削除し、改めて適正な調定書を再発行したものの、収納消込を失念していたものである。

会計規則第 40 条によれば、納入済通知書の送付を受けた収支命令者は、遅滞なく消込みを行い、その結果を収入金連絡票により会計管理者に通知しなければならないとされている。

諸収入に係る収納消込については、同規則に基づき事務手続を適正に行われたい。

3 物品の購入を適正にしていないもの

小高坂保育園で使用する天井オート扇の購入に当たり、約1か月のうちに同様の規格の天井オート扇4台を物品管理者である課長の権限により同一業者から、4契約合計123,530円で購入している事態が見受けられた。

物品会計規則第11条及び第13条によれば、本庁内における物品購入予定額が1件10万円以上となる場合は、契約課において競争見積り等により契約を締結することとされている。

物品の購入については、競争性を十分確保するなどして、適正に行われたい。

子ども家庭支援センター

1 補助事業の執行が適切でないもの

令和3年度支援対象児童見守り強化事業費補助金の事業の執行が適切でない事態が見受けられた。

本件補助事業は、令和3年度を初年度とし、全額国庫補助金により、補助対象事業者である民間団体等が、支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供等を通じた子どもの見守り体制を強化するというものであり、実施要綱によれば、留意事項として、単に食事提供のみを行う場合等は事業の対象にならないとされている。

本件補助対象事業者へ補助金が交付された令和3年6月から令和4年3月までの、人件費等を除く提供用食料費約515万円の執行状況についてみると、令和4年2月までの月平均は約21万円のところ、令和4年3月は約219万円購入し、支援対象児童等に配付したとしている。しかし、補助対象事業者が提出することとされている実績報告書等の様式は、具体的な支援記録等を記載する様式となっていなかったなどのため、補助対象事業者は具体的な支援記録を保管しておらず、配付状況等を確認することができなかった。

本件補助事業は食事の提供等を通じた継続的な子どもの見守り体制を強化する事業であることから、各家庭の実情に応じて、適時かつ継続的な訪問、面談等を行うなど切れ目のない支援を行うことが、より効果的、効率的な予算の執行に資すると認められる。また、本件補助事業の事業効果を事後に検証し、今後の見守り体制の強化を促進するためにも、具体的な支援記録の管理は適切に行う必要がある。

したがって、所管課では、実施要綱に定める事業目的の達成及び事業費の適切な執行等に努めるとともに、本件事業を実施する補助対象事業者に対しては、具体的な支援記録等を求めるなどして、事業効果の検証や適切な予算の算定を行うなど、より適切な事業の執行を行う必要がある。

商工観光部
産業政策課

指摘事項なし

商工振興課

指摘事項なし

産業団地整備課

指摘事項なし

観光企画課

1 受領委任に係る委任状の確認を適正にしていないもの

宿泊事業継続支援給付金の交付に当たり、受領委任に係る委任状の確認を適正にしていない事態が見受けられた。

本件給付金の受領委任に係る委任状については、委任者欄に委任者の印が押印されるべきところ、受任者の印が押印されていたにもかかわらず、これを十分確認することなく收受し、給付金を交付していたものである。

委任状は、受任者による手続等が委任者の意思に基づくものであることを証する書面であり、受領委任においては、正当債権者から受領行為の委任を受けていることを証する重要な書面である。

受領委任に係る委任状については、記載事項等の確認を適正に行われたい。

2 公園施設設置許可における都市公園使用料の算定を適正にしていないもの

桂浜公園における券売機の設置許可に当たり、使用料の算定を適正にしていない事態が見受けられた。

本件施設の設置許可における使用料については、券売機本体に架台部を加えた面積を設置面積として算定すべきところ、券売機本体のみの面積を設置面積として算定したことから、使用料を過少に徴収しているものである。

公園施設設置許可における都市公園使用料の算定については、都市公園条例等に基づき適正に行われたい。

観光魅力創造課

指摘事項なし

公営事業課

指摘事項なし

農林水産部
農林水産課

指摘事項なし

鏡地域振興課

指摘事項なし

土佐山地域振興課

指摘事項なし

春野地域振興課

指摘事項なし

耕地課

1 交付金の審査を適正にしていないもの

令和3年度農道及び用排水路維持管理事業交付金について、交付金の審査を適正にしていない事態が見受けられた。

本件事業は、市が所有又は機能管理する農道や用排水路の適切な維持管理等を目的に、交付対象者である各地区の土木委員会等の団体が地域住民の協力のもと実施した草刈りや用排水路の清掃等の実績に対して交付金を交付するものであり、交付金額の算定に当たっては、同交付金交付要綱に基づき対象作業や路面の状況等により定められた交付単価を用いなければならないとされている。

本件事業について抽出して監査したところ、未舗装路としている農道が実際は舗装路である事態が多数見受けられたもので、現況と異なる誤った交付単価を適用したことから結果的に交付金額の算定が過大となっているものである。

このような事態が生じているのは、所管課における交付に係る審査の際に作業実施路線の現況を十分に確認していなかったことや、団体等へ申請手続の説明が十分でなかったことなどによると認められた。

交付金の審査については、適正に行われたい。

市場課

指摘事項なし

都市建設部

都市建設総務課

指摘事項なし

技術監理課

指摘事項なし

都市計画課

指摘事項なし

市街地整備課

指摘事項なし

建築指導課

指摘事項なし

住宅政策課

指摘事項なし

公共建築課

指摘事項なし

みどり課

指摘事項なし

道路管理課

1 現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていないもの

現金出納簿・調定兼徴収簿の記載を適正にしていない事態が多数見受けられた。

会計規則第 133 条において帳簿等記載の原則が定められており、帳簿等の記載については同条各号によらなければならないとされている。

現金出納簿・調定兼徴収簿については、同規則に基づき記載を適正に行われたい。

- (1) 現金出納簿・調定兼徴収簿の残欄への記載を誤記しているもの（7 件）
- (2) 現金出納簿・調定兼徴収簿の摘要欄への記載を誤記しているもの（4 件）

道路整備課

指摘事項なし

河川水路課

1 予定価格の算定根拠を明確にしていないもの

随意契約による市民等要望処理表に基づく浚渫除草作業等について、予定価格の算定根拠を明確にしていない事態が多数見受けられた。

契約規則等によれば、予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされており、予定価格調書には計算過程だけでなく計算に用いた数字の根拠、選定理由等についても記載することとされている。

本件浚渫除草作業等の予定価格の算定についてみると、抽出した 22 件全てにおいて、予定価格調書の算定根拠に「予算の範囲内で施行」とのみ記載され、同規則等に定める算定根拠等が記載されておらず、過去の実績や類似業務を参考に現場条件や経験則等によって総額等により算定し、予定価格を決定するなどしていた。

随意契約での予定価格は、あらかじめ適正かつ合理的な積算に基づき算定しておくことによつて見積価格の当否を判断する基準であることから、予定価格調書では予定価格の算定根拠を明確にしておくべきである。

予定価格の算定根拠については、同規則等に基づき明確にされたい。

会計管理者
出納課

指摘事項なし

教育委員会事務局・教育機関
教育政策課

1 前渡金の出納を適正にしていないもの

現地調査において資金前渡を受けた教育長交際費を確認したところ、保管現金が前渡金受払簿残高より 100 円過大となっている事態が見受けられた。

会計規則第 59 条第 1 項によれば、資金前渡を受けた者は、前渡金受払簿を備え、出納の都度これに記帳して常時出納を明らかにしておかなければならないとされており、また、同規則第 60 条によれば、資金前渡を受けた者が支払をしようとするときは、債権者の領収証書と引換えに現金の支払をしなければならないとされている。

現金の出納において証拠書類及び帳簿との照合を行うことは会計事務の基本であることから、前渡金の出納については、同規則等に基づき適正に行われたい。

2 前渡金受払簿の作成を適正にしていないもの

前渡金受払簿について、任意の様式を用いて作成している事態が見受けられた。

会計規則に規定する帳簿及び諸表の様式に関する要項第 1 条によれば、前渡金受払簿の様式は、現金出納簿又は現金出納簿調定兼徴収簿の様式によるものとされている。

前渡金受払簿については、同要項等に基づき適正に作成されたい。

3 公共的団体等に関する事務を適正にしていないもの

職員の配置について、市に事務局を置く「高知県都市教育長協議会」及び「四国都市教育長連絡協議会」が行う負担金請求事務と、市が行う負担金支出事務を同一の担当者が行っている事態が見受けられた。

高知市が関与する公共的団体等設置・運用マニュアルによれば、公共的団体等の出納事務を事務局等として職員に兼務させるなど実質的に市と団体等の事務が渾然一体となっている場合は、市の担当者を別の職員に変更し、負担金等の支出を行うなどにより市の担当者と団体等の担当者が重複しないように措置し、同一の者が交付・受入事務を行ってはならないとされている。

両協議会については、同一の者が事務を行わないよう速やかに措置するなど、公共的団体等に関する事務を適正に行われたい。

学校教育課

1 旅費の算定を適正にしていないもの

研修講師招へいに係る旅費について、鉄道賃の算定を誤っている事態が見受けられた。

本件旅費の算定についてみると、片道100キロメートル未満の利用区間（新横浜駅～熱海駅間75.8キロメートル）でやむを得ない事情がなかったにもかかわらず、指定席特急料金等が算定されており、鉄道賃が3件、合計6,540円過大となっていた。

職員等旅費条例第14条第2項第1号及び同条第3項によれば、急行料金及び座席指定料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り支給するとされている。

旅費については、同条例等に基づき算定を適正に行われたい。

学校環境整備課

1 行政財産の目的外使用料の徴収事務を適正にしていないもの

行政財産の目的外使用料について、納入義務者に納期限を定めずに通知している事態が多数見受けられた。

個別の事態は使用料等に影響を与えるものではないが、不適切な事態が多数見受けられることは、債権管理に対する認識及び体制が十分でないことによると認められる。

行政財産の目的外使用料の徴収事務については、適正に行われたい。

2 学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの

学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務について、事務手続を適正に行っていない事態が多数見受けられた。

学校施設の目的外使用許可については、児童・生徒の安全等に関わる施設管理上の重要な事項であることから、特に適正な手続が求められるものである。申請者側の不備及び膨大な処理件数も一因と認められるが、次のような事態が多数見受けられることは適正ではない。

学校施設における職員等駐車場の使用許可に係る事務手続については、各学校に対して継続的に周知を図り、適正に行われたい。

(1) 中止届及び変更届が事務遺漏により事後に提出されているもの

(2) 中止届及び変更届に伴う納入通知書の納期限の見直しが行われておらず、当初の納期限を大幅に遅延して納入されているもの

青少年・事務管理課

1 補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にしていないもの

令和3年度青少年健全育成事業に対する補助金について、補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にしていない事態が見受けられた。

本件補助金は、市に事務局を置く「鏡川水泳補導所運営協議会」に対し、交付申請額と同額の260万円を令和3年6月1日に交付決定し、その翌日に、事業実施に必要な経費の支払に対応するためとして、概算払の方法によって補助金交付決定額全額を交付し、事業完了後に交付額と実績額の差額を返還することとしている。

しかし、同協議会の交付申請額についてみると、その4割余りが予備費とされ、具体的な用途が明示されておらず、また、補助事業に係る資金計画表など資金が不足することを証する客観的な資料が提出されていないことなどから、補助金交付決定額の適正性及び概算払の必要性を確認できないものとなっている。

補助金は、補助目的及び補助対象経費に限定して交付されるものであり、完了払による交付が原則であることから、補助金の交付決定及び概算払の審査を行う場合には、補助団体に交付申請額の具体的な用途を明示させたり、資金計画表など資金が不足することを証する客観的な資料を求めたりなどして、交付額及び交付時期について慎重に検討する必要がある。

補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認については、適正に行われたい。

人権・こども支援課

指摘事項なし

図書館・科学館課

指摘事項なし

教育研究所

指摘事項なし

少年補導センター

指摘事項なし

商業高等学校

1 旅費の算定を適正にしていないもの

出張する職員2名に対し支給する旅費について、日当の算定を誤っている事態が見受けられた。

日当は職員等旅費条例第18条に基づき一日につき2,200円とされているところ、これを超える2,600円を当該職員2名に支給したことから、旅費が合計800円過大となっているものである。

旅費の算定については、同条例等に基づき適正に行われたい。

長浜小学校

指摘事項なし

横浜小学校

指摘事項なし

浦戸小学校

指摘事項なし

三里小学校

指摘事項なし

五台山小学校

指摘事項なし

十津小学校

指摘事項なし

横浜新町小学校

指摘事項なし

春野東小学校

指摘事項なし

春野西小学校

指摘事項なし

南海中学校

指摘事項なし

三里中学校

指摘事項なし

横浜中学校

指摘事項なし

春野中学校

指摘事項なし

公平委員会事務局

指摘事項なし

選挙管理委員会事務局

指摘事項なし

農業委員会事務局

1 収納金の払込みを遅延しているもの

農業委員会手数料に係る収納について、指定金融機関等への払込みを失念したことから、事務局内で保管したまま、収納金の払込みを遅延している事態が多数見受けられた。

会計規則等によれば、収納金の払込みについては、出納員は毎日の収納額を現金出納簿に記載した後、現金払込書によって本市の指定金融機関等へ収納した当日又は翌日に払い込むものとされている。

収納金については、同規則等に基づき収納後速やかに指定金融機関等へ払い込むよう徹底されたい。

固定資産評価審査委員会事務局

1 委員報酬に係る源泉徴収税額の算定を適正にしていないもの

固定資産評価審査委員会委員報酬に係る源泉徴収税額について、算定を適正にしていない事態が見受けられた。

当該報酬は月ごとに支給されているものであるにもかかわらず、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」を用いて源泉徴収税額を過大に算定しているものである。

所得税法第 185 条によれば、源泉徴収税額は、月ごとに支給されているものであれば「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」を用いて算定することとされている。

委員報酬に係る源泉徴収税額の算定については、同法に基づき適正に行われたい。